

サブナショナル政府諮問委員会（ACSNNG）による
サブナショナル政府の行動の呼び掛け

“生物多様性保全のためのサブナショナル政府の連携“

生物多様性の保全は、人類の未来にとって欠かせないものです。私たちは、国と基礎自治体の中間に位置するサブナショナル政府¹として、2010年に愛知名古屋で開催されたCOP10で、地方政府に関する行動計画²が承認された後、生物多様性条約に対する私たちの貢献への認識が高まっていることを喜んでいますが、私たちは、私たちが責任を負うべき能力と私たちの実地での経験が、地球規模での生物多様性の問題に立ち向かう鍵であることを知っています。

このため、私たちは、各地域において、生物多様性条約と戦略計画2011-2020及び愛知目標の実施に向けて役割を果たすとともに、2021年以降の新計画の策定に貢献することを約束します。

COP決議X/22は「サブナショナル政府、都市、その他の地方政府の生物多様性に関する行動計画2011-2020」を承認し、締約国政府に対して、地方における条約の実施についての従うべきガイドラインを提供しました。われわれは、この行動計画の実施の継続と、サブナショナル政府諮問委員会の中で2020年を超えて締約国と連携していくことを改めて宣言します。

サブナショナル政府はその位置付けと能力から、生物多様性に係る政策の垂直統合、都市と農村との連携³による地域のバランスと政策的な一貫性の確保、社会の様々な主体の意識向上と生物多様性保全活動の参加の推進を進める立場にあります。従って、サブナショナル政府は、生物多様性に係る政策と戦略を現場で主流化し、生態系の保全⁴のための中心軸となります。こうしたことから、私たちは、生物多様性の損失を止めるための地球規模の取組に、締約国とともに参加し、積極的に貢献しなければならないと考えます。

私たちサブナショナル政府の環境、役割、能力は様々でありますので、私たちは締約国と協力し、国家戦略の推進に向け、2020年の愛知目標達成に向け、次のように実践します。

¹サブナショナル政府：国レベルの直ぐ下で、基礎自治体の上にある政府。州、道、県、地域など様々な名称のものを含む。サブナショナル政府は、その下にある地方政府とは異なる。

²COP決議X/22

³地域開発の統合を推進するための都市と農村との連携：行動の原則と枠組み（2018年の国連ハイレベルフォーラムで発表予定）

⁴生態系の保全は、生物多様性条約の基本的な枠組みである。条約の原則2：生態系の保全は可能な限り現場の近くに分権化されて行われるべきである。原則7：生態系保全は、空間的・時間的に適切に実施されるべきであり、特に、サブナショナル政府の行動と関係が深い。

- a) 国家戦略に沿って、それを補完するサブナショナルレベルの戦略の策定を推進します。
- b) 戦略計画 2011-2020 と国家戦略、及びサブナショナル地域戦略の実施を支援するための分権的な協力を推進し、ベストプラクティスの情報を交換し、ツールや基準、自然に即した解決策を実施するため、最大限の努力をします。
- c) 2030 アジェンダと SDGs の第 15 項目（陸の豊かさを守ろう）の下、関連する全てのセクターにおける生物多様性の主流化を推進します。
- d) 交流・教育・意識啓発の戦略をサブナショナルレベルで実施することで、市民や企業、原住民、地域コミュニティ、NGO、学术界を巻き込み、彼らの知識を動員します。
- e) 国とサブナショナルレベルのモニタリングと評価に積極的に関与し、できれば条約に基づく国別報告と愛知目標の達成に沿って私たちの行動の進捗について報告します。

サブナショナルレベルの努力を締約国の努力に一体化することは、生物多様性保全活動への新たな財源を確保することになり、これにより私たちは、2020 年までに愛知目標を達成し、さらにその後の、将来世代のために地球の生物多様性を保全するための新たな、より意欲的な目標を立てることができます。

COP14 と第 6 回国際自治体会議へのサブナショナル政府の積極的な参加は、大きな影響を生み出す歴史的な機会である。他のサブナショナル政府のリーダーによる貢献、具体的には、nrg4SD メンバーによる宣言「地方政府＝多様な分野間の生物多様性の主流化に向けた鍵」と連合の声明「2020 年とその後に向けたサブナショナル政府の役割」も重要である。nrg4SD と連合はこの呼びかけに賛同し、2020 年以降の世界の生物多様性保全の枠組みにサブナショナル政府が関わっていくという諮問委員会の目標を共有している。

(コーディネーター) nrg4SD

(呼び掛け団体)

愛知県、カンペチエ州、カタルーニャ州、江原道、ゴッサス州（セネガル）、パラワン州（フィリピン）、ケベック州、サンパウロ州

(賛同団体)

ラーニングプラットフォーム、イクレイ C B C、連合

サブナショナル政府諮問委員会 行動計画 2018-2020

項目		誰が	いつまでに
1. 国とサブナショナル政府の連携・協力			
1.1	国別報告書に積極的に協力する。特に CBD 担当者との対話を先導する。	ACSNG 全員	2018-2020
1.2	締約国に、“生物多様性保全のためのサブナショナル政府の連携”を COP14 で発表することを支持してくれるよう働きかける。	ACSNG 全員	2018
1.3	締約国と対話をする機会を設け、2020 年以降の枠組みへのサブナショナル政府の参加形態を明らかにする。	ACSNG 全員と締約国	2019
1.4	国家レベル及びサブナショナルレベルのモニタリング及び評価のシステムに積極的に参加し、可能であれば、愛知目標の達成状況に関する国別報告書作成に関与する。	ACSNG 全員	
1.5	COP15 でサイドイベントを開催し、現行の行動計画の進捗状況を明らかにし、CBD の将来の枠組みにおける ACSNG の位置付けを固める。	ACSNG、SCBD、締約国	2020
2. 戦略計画 2011-2020、国家戦略及びサブナショナル戦略の実施をサポートする、ツール、ガイドライン、自然に基づく手法、ベストプラクティスの交換及び分権的協力を推進し、努力を最大化する			
2.1	COP14 に、ラーニングプラットフォームの 2 年間の活動レポートを提出する。	R4BLP	2018
2.2	戦略計画の実施に関する国とサブナショナル政府との連携のグッドプラクティスの紹介	ACSNG、締約国	2019-2020
2.3	SB12 のインフォメーション文書「戦略計画と愛知目標に対するサブナショナル政府の貢献についての自主報告書」の作成と SBSTTA22 でのサイドイベントの開催	連合	2018
2.4	COP14 に「2020 年までとそれ以降におけるサブナショナル政府の生物多様性保全についての役割」に関する声明を提出する。	連合	2018
3. 2030 アジェンダと SDGs の第 15 項目（陸の豊かさを守ろう）の下、関連する全てのセクターにおける生物多様性の主流化の推進			
3.1	SDGs の地域化の観点から生物多様性保全を深める能力開発機会の設定	R4BLP	2018-2019

3.2	2030 アジェンダの統合を実施する効果的な方法論を明らかにし、地域向けのガイドラインを作成する。	R4BLP	2019
3.3	SDG s の社会変革効果を明らかにするため、SDG s の地域化に関する報告書を提出する。	nrg4SD	2018
3.4	愛知目標 9 と SDG s 15.8 (外来種) のサブナショナルレベルでの進捗に関する報告書を作成し、侵略的外来種対策に関するベストプラクティスと成功事例を共有する。	R4BLP	2018
4. サブナショナルレベルでの CEPA 戦略の実施による市民社会（企業、原住民、伝統的知識、地域コミュニティ、NGO、学術を含む）の変革と動員			
4.1	COP14 のサイドイベントに市民社会、企業、原住民、伝統的コミュニティを積極的に招待し、対話を強化する。	R4BLP	2018
4.2	生物多様性条約第 8 条 j 項に関連する、伝統的知識、改革と実践を深める能力開発機会の設定	R4BLP	2019
4.3	世界生物多様性の日を契機とし、広報資材、キャンペーンを活用して、意識向上を図る。	ACSNG 全員	2019-2020